

〔総務部 税務課 所管〕

02020201 個人市民税賦課事務

予算書P. 61

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,930	31,519	△ 589	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	270	270	0	納税通知書等送付用封筒広告掲載料
一般財源	30,660	31,249	△ 589	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定され、市町村条例を創設し、個人住民税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

個人市民税の課税客体(所得等)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 確定申告・住民税申告や事業所から提出される給与支払報告書等により正確に所得や控除を把握し、税額を決定し、納税通知書を送付する。
2. 扶養控除等の申告内容の確認や未申告者の調査・申告勧奨等を実施する。
3. インターネットを利用した市民税・県民税申告書作成システムや電子申告(イータックス)を普及させるため市ホームページ等で周知に努める。

02020202 法人市民税賦課事務

予算書P. 62

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	734	747	△ 13	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	734	747	△ 13	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定され、市町村条例を創設し、法人住民税の均等割の賦課事務を始めた。翌年には、地方税法の改正に伴い、市町村条例を改正し、法人税割の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

法人市民税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 市内に事務所や事業所を有する法人等に対し、事業年度終了に合わせ申告書を送付し、提出された法人の申告に基づき課税の決定、適正な法人市民税の賦課を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	51,630	40,406	11,224	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	51,630	40,406	11,224	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定され、市町村条例を創設し、固定資産税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

固定資産税の課税客体(土地、家屋、償却資産)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 標準宅地の土地鑑定評価
 - ・時点修正(価格の下落を課税に反映)や標準宅地の不動産鑑定評価を行い、土地評価の適正化・均衡化を図る。
- 固定資産現況調査
 - ・2021年度の評価替えに向けて次の作業を行う。
 - ・用途地区、状況類似地区、路線価格の見直し
 - ・地番図や家屋図のデータ更新
 - ・画地の異動更新、税務地図情報の更新及び税務地図情報システムの更新
 - ・家屋課税台帳データと地図システムデータの照合、再調査等
- 償却資産申告勧奨
 - ・未申告事業者の抽出、申告勧奨の実施等

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,815	1,793	22	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,815	1,793	22	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和33年の地方税法改正に伴い、市町村条例を改正し、軽自動車税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

軽自動車税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 軽自動車税申告書に基づき課税客体を正確に把握し、賦課期日現在(4月1日)の軽自動車等の所有者に課税する。
- 三輪・四輪の軽自動車については、効率よくグリーン化特例と経年重課の対象車両を把握するため、軽自動車検査協会のデータを基幹システムに取り込む。